

議案第70号

富士見市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市特別会計条例（平成12年条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月13日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市公共用地先行取得事業特別会計を設置するため、富士見市特別会計条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別会計条例の一部を改正する条例

富士見市特別会計条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。
第1条各号列記以外の部分中「土地区画整理事業」を「事業」に改め、同条に次の
1号を加える。

(3) 富士見市公共用地先行取得事業特別会計

附 則

この条例は、公布の日から施行する。